

食中毒警報(ノロウイルス食中毒 第1号)が静岡県から発表されました

最終更新日：2024年1月29日

令和6年1月29日10時00分に静岡県から食中毒警報(ノロウイルス食中毒 第1号)が発表されました。警報の有効期間は令和6年1月29日～令和6年2月5日です。

ノロウイルスに感染すると、吐物やふん便中にウイルスが排出されます。次の事項に注意してノロウイルス感染を防ぎましょう。

＜注意事項＞

- (1) ノロウイルス感染予防には手洗いが有効です。帰宅後、食事や調理の前、トイレの後は必ず石鹸をよく泡立てて手を洗いましょう。
- (2) 加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱調理しましょう。特に、牡蠣などの二枚貝の調理等に注意しましょう(85～90℃で少なくとも90秒間の加熱)。
- (3) 下痢やおう吐等の症状がある場合は、食品を直接取り扱う作業を控えましょう。また、家庭内感染を防ぐため、トイレ等は次亜塩素酸で消毒しましょう。

[静岡県 食中毒警報\(ノロウイルス食中毒 第1号\)](#)

本ページに関するお問い合わせ先

保健福祉長寿局 保健所 食品衛生課 監視検査係
所在地：葵区城東町24-1 城東保健福祉エリア 保健所棟2階
電話：054-249-3162
ファックス：054-209-0541